

「人格崇拜」の射程と再配置

「不法占拠」地域の補償をめぐる

The Scope and Rearrangement of Durkheim's "Cult of the Individual":
The Legalization of Illegal Occupation of the Itami Airport Site

金菱 清

KANEBISHI Kiyoshi

はじめに

- ①「不法占拠」地域の移転補償と「人格崇拜」
- ②ふたつの人格化—空港の人格化とお地蔵さんの人格化
- ③異端的周縁参加による外部ネットワークと集積効果

おわりに

【論文要旨】

世界各地に所在する「不法占拠」は、国家の法律の枠組みの外側に位置づけられるのかそれとも包含されているものなのか。通常「不法占拠」地域は、法律の外側で扱われる対象である。そのため、実際に法律を運用する行政当局は、「不法占拠」を仕方なく黙認するかそれを否定すべく強制退去の手続きをとることになる。それに対して、本稿が扱う事例は、日本最大級の「不法占拠」地域に対して、法制度に則って公的補償を実施し「不法占拠」を円満に解消するものである。この点からすると「不法占拠」とは国家の法律に内包された存在でもあり得ると言える。

本稿は、前者の「不法占拠」を法制度の外側として切り離していた事象について、「人格崇拜」概念を用いながら、法制度のなかに取り込み「不法占拠」と公的補償とを架橋する論理とは何かということを検討する。「人格崇拜」は、社会が複雑化し、分業が進み、変化しやすい個々の意見のなかで、唯一無二のものとして安定した保証できる概念である。ただし、当該の「不法占拠」地域は、環境（騒音）・国民国家（在日）・土地（法）という本来人格概念を適応される枠組みから外され、剥き出しにされた人々が集住する場所である。ところが、「人格崇拜」の概念が無効だと言っているのではなく、むしろ人格化される過程のなかで、再編成されていく契機が制度上あることを「不法占拠」地域に対する公的補償は示している。

具体的には、①行政レベルにおいては、空港施設の人格化によって、②民間レベルにおいては、お地蔵さんの人格化によって、「不法占拠」地域に暮らす人々に対する公的補償が行われ、「不法占拠」地域が解消されたことを明らかにする。本稿の意義は、「人格崇拜」の再配置によって局所的で集積的な貧困を軽減させるための社会政策のヒントを提示することにある。

【キーワード】 不法占拠, 人格崇拜, 剥き出しの生, お地蔵さん効果, 社会化の先取り

はじめに——問題の所在

世界の都市には「不法占拠」という形での集住であるスラムが存在する。いわば「不法占拠」という形での集住である。では、「不法占拠」と言えばどのようなイメージを私たちは持つだろうか。無秩序で近づけないような印象だろうか、それとも貧困と隣り合わせで暮らす人々の姿だろうか。どちらにしても、「不法占拠」に対して私たちがむけるまなざしは、ポジティブなものというよりはむしろネガティブな評価となることは間違いない。この否定的な評価の中には、合法性に裏付けされた市民社会のシステムから不法という事象が逸脱しているという判断が含まれている。市場のルールからすると「不法占拠」は“不等価な”交換として成り立っていることになる。そのため、暴力的に空間の占有が行われることがある場合、「不法占拠」に対する否定的な評価は正当なものとなる。

しかしながら、「不法占拠」を仔細に突き詰めていけば、必ずしもその不当性に対して是としないうところが少なからず含みこまれているといわざるをえない。例えば、「不法占拠」に社会的弱者という変数を導入すると、土地取得におけるスタートラインはかならずしも公平なものではないことが了解できる。今日世界で生じている経済的・社会的貧困に対して目を向ける必要がある。そのうち、本稿で提示する「不法占拠」地域の事例の場合、行政機関が「不法占拠」を公権力のもと強制排除するのでも、あるいは等閑視し放置するのでもなく、「不法占拠」を国家や地方自治体が正当に評価し、合法的に補償し、解消するものであった。

それでは、なぜ「不法占拠」地域は合法的に補償されたのであろうか。もちろん合法的な制度にもとづいて処理されたので、「不法占拠」は正当化され、解消されたのであるという理屈は成り立つ。手続き的には、どのように補償がなされたのかということの説明することは可能である。ところが、「不法占拠」がそもそも合法的な形で国家によって公的補償されうる論理とはいかなるものであるのかという根拠部分を提示することは容易ではない。

そこで本論文では、「不法占拠」を補償する論理について「人格崇拜」という概念を導入しながら、不可能を可能と成らしめる論理を提示することにした。このことを明らかにすることで、局所的で集積的な貧困の再生産を停止させ、貧困を軽減させるための社会政策のヒントを提示する。

①……………「不法占拠」地域の移転補償と「人格崇拜」

大阪国際空港（通称伊丹空港）の空港用地および同周辺の猪名川河川敷にまたがる国有地（中村地区）に、法律でいうところの正当な土地の使用権限を保持しないまま、2001（平成13）年現在133世帯473人の在日韓国・朝鮮人（一部日本人）が居住していた（図1参照）。日本でも最大規模のひとつといわれる「不法占拠」地域である。戦後半世紀を経た2000（平成12）年の段階では抜本的な解決には至らず、空港用地に一般住民が居住するという「不正常的な」状況が続いていた。空港の中に住んでいるので騒音も激烈であった。本来であるならば騒音防止法に照らして、万全な防音対策がとられてしかるべきである。だが、「不法占拠」であるがゆえに最高レベルの騒音に対



図1 大阪国際空港を臨む中村地区(左:航空局提供)・H13年中村地区(右:航空局提供)



図2 集団移転先の市営住宅(左:筆者撮影)・H21年中村地区(右:航空局提供)

して適用される対策からも外され、彼ら彼女らが受ける航空機の騒音と振動の被害は深刻であった。

半世紀以上「不法占拠」を続けてきた当該「不法占拠」地域に暮らす住民に対して、21世紀国と伊丹市によって合法的な「移転補償」が行われることになった(国土交通省記者会見, 02年5月10日)。国が中村地区に隣接する土地を伊丹市に売却したうえで、市が移転先として集合住宅を建設し、そこに中村地区の住民が集団移転する環境整備方針が立てられ、現在、移転が完了している(図2参照)。これにより、長年の深刻な騒音被害と劣悪な居住環境は解消されることになった。

通常立ち退きなどの場合、代替地(移転先)の提供は行われない。個人の移転希望に対して国が土地と建物の対価を金銭的に補償するだけで、住民はその資金をもとに自分で居住地を探すことになり、地域コミュニティは解体する。これに対して今回実施された施策は、隣接地へ集団移転することで地域コミュニティは保持され、「不法占拠」地域に居住する人々の文化と歴史を承認するものとして大きな意味をもった。

このように、きちんとした法制度の枠組みで「不法占拠」の移転補償が国によって決定されたことは、これまでに類例がない。国はなぜこのように決断するに至ったのだろうか。不法占拠者を手厚く補償することは、一部から「盗人に追い銭」と言われるように、フリーライダー(ただ乗り)問題を助長し、公共性を著しく逸脱しているのではないかという強い批判が生じるだろう。それだけにとどまらず、「国」の施策としては、同様の事例に対しても潜在的な波及効果が大きく、リスクが高いことが予想される。

社会的リスクの高い政策を実際に講じることを、どのように考えるべきであろうか。一言でいえば、公共性を逸脱するととらえるのではなく、むしろ公共性を積極的に増進させる、あるいは公共

性をよりよいかたちで組み替える、という視点がここでは不可欠である。

「不法占拠」の補償を成り立たせる論理とは何か。すなわち、「不法占拠」に対する公的補償は、法制度に則らない形として、これまで見舞金程度の補償とされ、例外扱いとされてきた。それに対して、本稿の課題は「不法占拠」の補償が限定された形とはいえ法制度に組み入れられた事象を対象としている。したがって、制度外から制度内への取り込みは、それまで排除されていた対象がどのようにして公的補償という法制度に包摂されうるのかを考察していくうえで重要である。

「不法占拠」の事象を考える前に、現在では制度として確立しているが、歴史的に見て以前はその対象外だった老人介護について社会学者の大岡頼光の論理を追いながら、制度による補償のヒントを探りたい。

大岡は、誰かに依存されるという社会に対して成果もない（認知症）老人に対してなぜ国が介護をするのか、という根源的な疑問をまず提示している [大岡 2004]。彼はデュルケームの「人格概念」に着目する。個人の多様性が富み、良心の内容が人によって異なる時代では、「人である」こと以外にわれわれは何の共通性の基盤を持たない。そのなかで、「人格」という観念は、社会が複雑化し、分業が進み、変化しやすい個々の意見の奔流のうえで、変わらず、唯一無二のものとして保証できるものとしている [デュルケーム 1985: 425]。大岡はこの人格という概念に依拠する形で、「人格崇拜」のもとで、老人は労働力の再生産や国家・市場の効率化に対して何の成果を生み出さなくても、何らかの人間性をもつが「聖なるもの」であるとみなされる。結果、聖なるものへの儀礼として、老人の介護は公的財源により行うことが可能であるとみる [大岡 2004]。

「不法占拠」地域への公的補償を考えた場合、聖なるものへの儀礼すなわち「人格崇拜」の根拠は、どこまで適応できうるのかを事例に即しながら次に考えてみたい。

先にあげた社会学者の大岡は、老人が尊いから制度的に保障するのではなく、価値が多様化し分業が進む中で、最大公約数としての「人間である」ということ以外に老人を制度的に介護できる根拠は見いだせないと説く。すると「不法占拠」地域に住まう人々も人間であるからにはこの条件に理念的には合致するはずである。ところが現実場面では彼らを取りまく状況はおよそ人間の扱いとは程遠いものばかりである。次の言葉は「不法占拠」地域に住む住民の言葉である。

「行政の谷間である。この前市が下水道 100%達成したという連絡を（自治会として）受けました。そやから中村は伊丹市民が住んでいるけれども、まだあれから返事をもらっていない」。

「不法占拠」地域に居住する人々の多くは、法や制度に守られた人間とは異なって、人間の存在自体が極めて「動物化」された状態として置かれている。このような動物化について政治哲学者のアガンベンは、「産業化された諸国が今日直面しているのは、市民ではない定住民からなる大衆であり、彼らは国籍を取得することも本国に送還されることもできず、またそれを望みもしない。市民 citizen という概念が近代国家の政治的・社会的現実を叙述するのに不適切なものになっている」 [アガンベン 2000: 31] と現代社会を診断している。

そこで彼は「市民 (citizen)」という言葉ではなく、「人民 (people)」という言葉に着目する。通常人民という言葉は、普通の一般の人々を指すが、近代ヨーロッパにおいてはそれとは異なる系

統をもつ。つまり「この語が常に、貧民、恵まれないもの、排除されたものをも指しているという事実である。すなわち、同じ1つの語が構成的な政治主体を名指すと同時に、権利上はともかく事実上は、政治から排除されている階級をも名指している」[同上：35]のである。彼は後者の意味での人民を「ホモ・サケル（＝聖なる人間）」と名付け、それらの人民をふたつの「法」から排除された存在だと位置づけ、そのような人々をつくりだしていく社会メカニズムは、近代の隘路であるとともに帰結でもあると論じている。

ふたつの法とは、ひとつは「世俗」ともうひとつは「宗教」である。ホモ・サケルは、世俗の法には適用されない存在であるという意味において、殺害されても処罰されない「被殺害可能性」を持つ。つまり人間の世界から除外されているのである。しかし、その殺害は、今村が『排除の構造』[今村 1992]の中で描き出したようなスケープゴートという他の対象との交換価値あるものを手にいれるための意味さえもなく、「被犠牲化不可能性」でもある。つまり、供物にもならないという意味で神の世界（宗教）からも除外されている。このように、人間でも神でもありえないまま、たな晒しにされ放置された「剥き出しの生（動物）」としてホモ・サケルは存在する。具体的には、難民・不法滞在・不法占拠・ホームレス・ストリートチルドレン・脳死患者・エイズ患者など法（例）外状態に置かれている人々を指すことになる。しかもこうした人々が例外な状態ではなく、むしろ「規範化」された恒常的な状態に置かれているのである。すなわち、極めて特異な現象が、そのことゆえに、唯一普遍的なわれわれ問題として転倒していることがここでは課題となる。

例（法）外状態へと人間存在の範囲が広がった [ジョアン・ビエール 2002] ことが常態化し、「究極的には全市民が剥き出しの生へと還元される」[アガンベン 2000] 方向性を描く。この描写は、かつてフーコーが近代社会を中世時代とは異なる形で描いた「生－政治（権力機構による人間の自然な生を統治対象とする政治）」の理論的布置の読み替えを要請する。つまり、アガンベンは、「現代社会にあっては例外状態こそが基礎的な政治構造としてしだいに前景に現れ、ついには規則になる」と [アガンベン 2003：32] しているという診断をおこなう。そして、私たちは全体としては取り込まれているが、気づかないままいつのまにか排除されている可能性を構造的な問題として、法制度と生政治のモデルには隠された交差が存在することを描き出す。それはフーコーが従来の法制度的モデルを生－政治から切り離したのとは対照的である。

したがって、包含的排除の構造における現象として立ち現れている「不法占拠」とは、われわれの外側に放擲された例外状態ではなく、内側に広がる規範であるとみることができ。法の外側にいるからこそ、「剥き出しの生」は最も法律の命令に晒され、国家主権や行政主権と直に向き合うことになるのである [酒井 2001]。法の適用可能性が閉ざされている不法状態とは、法の抑制が効かず権力機構側の裁量にゆだねる部分が大きいだけに、より暴力が働きやすい場であることを意味する。

かつて日本の植民地支配のもとで朝鮮人は日本国籍を押し付けられていた。ところが、今度は一転して「在日外国人」としてサンフランシスコ講和条約以後法的に登録された人々は、「『朝鮮人』として北朝鮮（韓国）に渡るか」、「『日本人』として日本に同化していくか」ということが求められた。新たな制度による囲い込みの結果、「定住外国人」としての在日に対して向けられるまなざしには、「なぜ（日本にいるのに日本人として）帰化しないのか」あるいは「なぜ（朝鮮人として韓国や北

朝鮮に) 帰国しないのか」という二者択一化された問いが常に含まれる。

このような激しいアイデンティティの錯綜を徐京植は「半難民」〔徐 2002〕と呼んでいる。在日朝鮮人が置かれた状況は、「故国」(日本)で排除の圧力にさらされる一方、「祖国」(朝鮮半島)が分断されるなかで、「母国」(北朝鮮・韓国)を選ばざるをえないという縦横に引き裂かれている。それは、普段多くの日本人が、日本に生まれ、そのことが即座に日本国籍を取得した日本人になることが当たり前で生きている「自然」な獲得状況下では意識にもほらないことである。

「日本人」だけが法の庇護対象にされることで、そこから結果的にもれる「外国人」は、不利益を被る主体として法外に締め出される。権利を剥奪し日本社会から差別されていく状況が、逆に否応なく「在日朝鮮人(韓国・朝鮮人)」を選ばせているのである。

それでは、国家における人間という枠組みから漏れている「在日」や「不法占拠者」は制度的に保証されることはないのかということになる。

②……………ふたつの人格化——空港の人格化とお地蔵さんの人格化

空港の人格化

国家の法制度の枠組みから漏れ出ることは、「人格崇拜」という概念が即座に無効ということを表してはいない。むしろ逆に、常に人格崇拜の磁場に引き寄せられる形で理念的な機能を果たしているのである。人格崇拜でなくてもその周縁で巻き込まれる形で正当化され、政策実現のためのヒントになりうることもある。具体的に移転補償の場面を捉えてみていこう。次のインタビューは今回の移転補償に関わった中心人物である伊丹市前空港室長のものである。

「大阪空港というのはものすごく歴史がある。特に昭和15年に建設された時にはそういう人たちがいらっちゃった。その後、米軍に接収されて、いわゆる占領されてしまった。それで昭和33年に返されて、あと後発であった航空局ができた。その中で、大阪空港が近畿圏の唯一の空港として、経済発展、いわゆる戦後の復興と発展を支えてきたのが、大阪空港であった。

ところが大阪空港たるや、そこまで一所懸命がんばっているにも関わらず、地元からは出ていけとか、国からは冷たい態度。そういう中で、さらには関西空港ができたならそれこそ、お荷物のような形で国は面倒を見ないと、なんかあったら大阪空港をいじめようとしている。仮に大阪空港に『人格』があったとしたら、これほどみんなのために役に立っているにも関わらず、これほど辛い思いをしている空港はないぞと。誰かが、大阪空港の心底応援団になってあげなかったら、大阪空港は不幸な歴史で終わってしまうという、義侠心が……。」(伊丹市前空港室長 2003年4月)。

ユニークな見解である。ふつう、私たちは公共施設を単なる「物」として見る。その場合、伊丹市の管理地域と国が管理をする国有地とは、きっちり境界を分けることができる。基本的に国有地にある「不法占拠」の住民に対して、伊丹市は責任を負う必要はない。そのなかで、空港が「人格」

という自律的な意思をもっているとは、どういうことなのだろうか。

空港室長の見方は、空港を単なる近代的施設としてだけでなく、人間関係を引き合いに出し、まるで空港を自分たちの子どものように大切に育ててきた存在としてみている。後見人である伊丹市は、空港という「子供」のために騒音問題などで汗水流して尽力してきた。それにもかかわらず、新しく子供（関西空港）ができたので、今までの「子供（伊丹空港）」を見捨てることは、歴史的な経緯から見た場合、道義的責任に反すると考えているのである。それは責任の有無を問う次元ではなく、空港に対する責任を果たすことが、当然の義務だととらえる発想なのである。

では、空港という「人格」を作りあげてきた人々とは、具体的に誰のことだろうか。それは、なぜ中村地区に暮らしている住民の大半が在日朝鮮・韓国人なのか、ということと無関係でない。植民地時代の不幸な歴史と安価な労働力によって、この地区の人々が空港建設に従事した歴史を無視しては、空港の「人格」は成立しない。もちろん、行政が「不法占拠」を容認する、しないにかかわらず、人々はすでにそこで暮らしてきた。だが、地方自治体によって、彼ら彼女らが独自の在日朝鮮・韓国人文化と歴史とを負っていることを認められることは、「不法占拠」イメージを打ち壊すうえで大きな役割を果たす。

まず、「不法占拠」者を、歴史的に空港建設にたずさわりの、かつ戦後の日本の再建と繁栄を支えてきた人々として価値付与する。さらに「不法占拠」地域を他の日本地域から差別された結果、生み出された自生的コミュニティとして位置づける。この地区には、リサイクル事業にたずさわっている人々がいる。だが、このような大規模なリサイクル施設は、嫌悪施設としてみなされるため、他の地域に移転することはできない。よって、この中村地区のコミュニティは、都市生活に不可欠な社会的安全弁の役割を果たしてきた。

空港という歴史を核にして「不法占拠」を再び位置づけしなおすと、空港建設に積極的に貢献してきた、中村地区を含む在日の存在が浮かび上がる。公共施設は、住民が実際にその中で住みつけ、中村地区を含む周辺の地域と深い関わりをもつことでできあがったという歴史的なイメージを帯びる。

このように、空港施設そのものが、歴史的な価値をもったものと行政に理解され、位置づけられた意義は大きい。かりに空港の歴史的な価値を認めない場合、日本の繁栄もなかったという想いがある。そのなかで、「不法占拠者」は、ネガティブな存在から、空港建設に寄与してきたポジティブな存在へと見直されることになる。法的な管理の限界をこえて、行政が「不法占拠」を政策課題に結びつけることができる工夫が、空港の「人格」化（ストーリー）であろう。在日が即座に「人格崇拜」として制度に取り入れられるということではない。かりに在日そのものが人格化されればたちまち政治問題化し補償問題が棚上げされる。それに対して、空港施設へと「人格」をスライドさせることによって、行政が取り組める課題として昇華させているのである。

ここでは同じ行政とはいっても「責任」の守備範囲について国と地方自治体である伊丹市とは大きな違いがあることを確認する。すなわち、国には国有地を管理・運営する責任がある。一方伊丹市は、住民の生活環境を良くしたり改善したりする責任がある。さらに伊丹市は、空港の存続決定以降、中村地区だけでなく、中村を含めた神津地区（大阪国際空港南部地域）全体の総合計画として、空港周辺のまちづくりを位置づけることを求められていた経緯がある。これら一連の役割分

担が伊丹市を空港への関与主体として押し上げる効果をもつこととなる。

以上のことを、行政における問題関心の視野におくことで、在日というマイノリティ・グループの「差異化」はある程度行政レベルにおいて確保されたように思える。ただし、たとえ不法というかなりネガティブな態度を、よりポジティブなものへと変化させたとしても、かえってそのことがマイノリティに関わる重大なジレンマを引き起こすことになる。そのジレンマとその解決法を次に考えてみよう。

ナンシー・フレイザーは、マイノリティに関わる次のようなジレンマを指摘し、その解決法を模索している〔フレイザー 2003〕。すなわち、マイノリティ・グループは文化的承認か経済的分配どちらを選択すればいいのだろうかという問いである。そして彼女が重要だと考えていることは、現時点で分離している〔(文化的)承認〕と〔(経済的)再配分〕の両者の政治的な問題を結びつける試みである。たとえば、マイノリティ・グループの文化を強調すれば、彼女らマイノリティの経済的な分配はマジョリティ・グループから特別なケースとして低く見積もられる。実際、これまでマイノリティ・グループに提供される補償金は、最低限の保証という意味合いで「生活保護」程度の見舞金が支払われた。彼女らは低い補償金を得ることができるが、「フリーライダー」や「厄介者」として再定義されるという逆説を抱え込む。

いいかえれば、マイノリティ・グループは文化的承認を得ることで、わずかながらの利益を受け取ることはできる。だが、そのことがまさしく、逆にマジョリティ・グループあるいは他のマイノリティ・グループからの「排除の対象」となる危険性を抱え込ませることになる。かといって逆に、経済的な再配分を重視すれば、文化の多様性を失うか、集団の差異化を損ねる傾向があるとフレイザーは指摘する。同じような「承認」と「再配分」のジレンマ問題は、中村の住人にもあてはまる。

そうであるならば、彼女ら彼らマイノリティの現在の文化的な生活を壊さずに公共性（富の公正な再配分）を確保するためには、より広い視野からのとらえ方が必要となる。行政はこの承認と再配分のジレンマを解決し両者を統合していくような具体策を、どのように組み立てることができるのだろうか。いいかえれば、彼女ら彼らの（文化的差異の）多様性を失わずに、十分な経済的な補償を行うためにはどのような政策的な工夫がありうるのだろうか。中村地区にもどって考えてみよう。

先の伊丹市の空港室長は、今回の補償を生活保護的な弱者に対する救済策とは異なるものとして考えている。

「弱者に対する施策とは違います。人間としての権利言うか、プライド、その中での事業です。共に造っていく形です。一番失敗したらあかんのは、地元におられる方には50年、60年の歴史がある、それを救済やってあげますよという立場では絶対あり得ないし、逆に言うと、戦後復興を支えてこられた一員として、本当に大事な立場ですよということから始まったから。それが一番、大事なところですよ。今表にある（日本の）発展いうのは、陰で支えておられる在日の人も、一般市民もそういう方々の力があって今日の繁栄がある」（同室長、2003年4月）。



図3 移転補償を報じる新聞記事（神戸新聞：左，2002年6月6日朝刊・右，2002年5月11日朝刊）

伊丹市は、中村地区に対して、京都陶下橋の不法占拠事例のような見舞金による解決法は当初から念頭においていない。そこで市が国に切らせたカードは、一般公共事業なみの補償を解決策に盛り込むスキームである（図3参照）。さまざまな検討を加えた結果、国は新たに特別な制度を適用するのではなく、大阪国際空港をはじめ航空機騒音問題の解決策の際にとられ、1974年以来実施されている「騒音防止法」（根拠法令：第9条移転の補償等）をこの不法占拠地域に対して適用したのである。この騒音防止法の制度の適用により、不法占拠者は騒音区域に住んでいる人々が移転する際に補償されると全く「同じ」方法で、騒音に対する補償を受けることが可能となる。その移転の対価は一軒あたり数千万円にものぼる。騒音防止法は、騒音区域での環境問題に対する（それなりの）金銭的補償をこれまで可能にしてきた。中村地区に対して行われた政策は、劣悪な環境から良好な環境に居住することを「実際上の権利」として促進する政策であって、窮民対策ではない。

したがって、この騒音防止法をここでは「環境正義」と置けば、その意義は文化的歴史性を保持するマイノリティ・グループに対しての経済的・環境的再分配を十分含む内容であったとみることができる。環境正義は、主に米国のブルーカラー層やマイノリティ地域における不平等な環境負荷を是正する運動が展開されるなかで、用いられてきた概念である[Bullard 2000, Cable and Shriver 1995]。日本における中村地区に対する騒音防止法の適応を見れば、確かにマイノリティ（在日）地域における不平等な環境被害の是正に寄与している。このことは「環境正義」の理念にもあてはまる。

だが、騒音防止法を中村地区に適用することの意義は、「不法占拠」あるいは「在日」に関係なく、騒音被害を被っている「すべての人々」を対象にすることにある。よって、中村地区の事例は、特別な制度を用いて「マイノリティ（在日）だけ」に見舞金を手渡されるというような環境被害に対する差別是正策（いわゆるアフーマティブ・アクション）とは異なる。これまで一般に「不法占拠」は、ネガティブな存在としてみなされ、その結果行政によって排除されるか、無視されてきた。

しかし、「不法占拠」イメージは、行政が不法占拠問題をよりよい形で解決しようとするとき、ポジティブなものに変化していく。当該地区に住んでいる人々は独自の文化的歴史性を背負った人々と行政から認知され、「正統性」を帯びることで、行政の中心的な課題となる。ただし、「不法占拠」や「在日」をポジティブなものとして特別視し、そのような人々だけに資源が再配分されるような説明のしかたは、逆に一般の人々からネガティブなフレームとして再強化され、補強されかねない危機性を多分に含んでいる。それは、アファーマティブ・アクションによる分配の結果、「逆差別」としてマイノリティが批判の対象になった状況と似ている。同じような批判は中村地区の移転補償事業全体を反故にする可能性がある。こうした逆差別的な状況に対して、行政は最大限配慮する必要があった。

まず、国は「騒音」という、中村地区を決定的に規定する要素に着目する。地区住民を騒音防止というより一般的な法の枠内に位置づけることで、逆差別として批判されかねない「不法占拠」とか「在日」というフレームを用いずに問題を解消することに成功した。ここには、中村地区における住民の生活保証とそれを他の一般国民が「不満は残るがそれならば仕方がない」という納得せざるをえない論理をどのように生み出すのかについて行政の腐心のあとがみえる。つまり、騒音防止法の適用は、国が不法占拠者を、環境を享受するひとりの「(法律的)権利者」とみなすことを可能にしている。ひとりの人間を尊いものとする「人格崇拜」として制度を位置づけ適用していることになる。

実質上、騒音防止法はこの中村地区のコミュニティにしか適用されないが、他の多くの人々に対する説明としては、単なる一般的な法律上の運用であるという「正統性」を確保したのである。このことは、ローカリティをローカリティとして守るためには、ローカリティを擁護するのではなく、むしろローカリティを壊すことによって達成されるという知見が導ける。

もちろん、環境正義を政策化するプロセスのなかで、マイノリティ・グループの文化的・歴史的価値は、一見中立化され無効になったようにみえる。だが現実には、「不法占拠」地域に居住する人々の文化と歴史の承認をも含むものとなっている。だからこそ、文化的ユニットを壊さないための集団移転先の場所を提供することが大きな意味を持つ。というのも、移転補償制度のなかでは、通常移転先の提供は行われぬ。個人的な移転希望という形で、国はその土地と建物の対価を金銭的補償という形で支払い、その資金をもとに他の居住地を住民自らが選ぶものである。従来の救済制度は、それまでになく住民個々の選択の自由を最大限引き伸ばすようになった反面、地域社会においては多数の地域住民に共有された意思決定を実行することができなくなったり、地域の文化的ユニットを壊してきたりした経緯がある [金菱 2001]。それに対し、今回の集団移転は、従来の枠組みにはなかった、在日の誇りを持った地域の文化的コミュニティ保持を全面に打ち出した。国による土地の提供と伊丹市による共同住宅の建設という独自の施策である。その結果、在日の文化的コミュニティ維持と法律による金銭的補償が釣り合った形で両立しうることになる。すなわち、ここでの環境正義の実践は、文化的不公正と経済的不公正両者を統合するアプローチを呈示しているといえるだろう。

中村地区の事例は、「公共性」概念の革新を私たちに迫っている。環境正義の政策的な工夫は、不法占拠か否かにかかわらず、不法占拠者を良好な環境に居住する権利者として位置づけなおす

ことに役立つ。それはコミュニタリアンの視点、あるいはリベラル的視点という二者択一の解決方法ではなく、対立する両者をむすびつけるアイデアである。まずは「不法占拠」というネガティブな枠組みを外し、資源や環境の面で厳しい差別にさらされ、最も劣悪な生活環境を強いられている人々の生活実態に目を向ける。

公平性を保つために国は現地の視察や相談会を行わないのが通例だが、中村地区の場合、積極的に何回も開催している。その際、国にとっても、また住民にとっても不正常的な状態を解消するための施策として、いくつもの解決の選択肢から選ばれたのが移転補償のしくみであった。それは人々の生活の維持や継続を考えた場合、個人財産の補償を含むものである。したがって、私権を壊さずに公共性を提供するというよりも、むしろここでは積極的に私権（「人格崇拜」）を重視し、その上で公共性を考えていく作業になる。ではここでの私権とはなんだろうか。それは単純にリベラリズムが指すようなアトム化された個人のそれではない。

現地では、「不法占拠」地域の住民ということで、同じ民族同士の結婚でさえも、破談になったケースがある。こうしたマイノリティのなかのマイノリティが置かれている劣悪な生活環境を、個人が背負わざるを得ない「構造的差別」として、改善する必要性を、この個人財産の補償に含み込ませているのである。この点が米国における環境正義との微妙な違いである。すなわち、米国の環境正義を組み込んだ公共性のあり方は、環境政策のなかで、意図せざる不平等な影響を結果的に特定の集団に与えないような政策立案を図ることにある[原口 2003]。それは、迷惑施設を立地する際、人種に対する「配慮」を行うマジョリティ側のまなざしを主たる問題にしているといつてよい。

それに対し、本節がとりあげてきた事例における環境正義の実践は、人々が構造的に抱えている貧困と尊厳の剥奪という社会的排除に抗するプロジェクトである。なぜなら、単なる人種に対する環境配慮は、生活環境が改善される反面、生活そのものが立ちゆかなくなることや、文化的ユニットのフレームを強調することで逆に差別の構造を再強化することでしかないからである。一方中村地区の事例ではより深い公共性が現場レベルから問われているのである。すなわち、経済的再配分と文化的再承認を同時に達成していくような正義、いいかえれば構造的貧困と尊厳の剥奪という社会的不正義を取り除く環境正義に根ざした公共性が今後必要であることを私たちに開示してくれているといえよう。

お地蔵さんの人格化

前節では、「不法占拠」に対して行政が制度的に補償するためにどのような根拠を置いているのかについて「人格崇拜」を中心にして考えてきた。それに対して、実際「不法占拠」地域に暮らす人々はどのように「不法占拠」を受け入れ、それに対抗するリアリティを生み出し、制度的な生活保障を自ら作ってきたのかという点について次にみていきたい。

中村地区には、「お地蔵さん」が鎮座している祠がある（図4参照）。経緯は次のとおりである。石好きの在日朝鮮人の故Aさんが、40年以上前に近隣の社寺（兵庫県宝塚市内の中山寺または清荒神清澄寺）から石を拝借してきたのがきっかけである。その石は当初、中村地区内の道路の上に無造作に置かれていた。伊丹市の隣にある尼崎市の守部から来ている先祖供養専門の拝み屋さんが

その石を由緒正しい若いお地蔵さんであると鑑定した。その後、祠が据えられて立派なお地蔵さんとして祀られることとなった。一時期、夏の地蔵盆の際には、百灯をこえる提灯がぶら下がったという。ここでは、踊りや歌などで村中が盛り上がる。一見すると日本風のこのお地蔵さんは、人々にどのようにとらえられているのであろうか。中村地区の人々の生活実践に即しながらお地蔵さんをとらえてみよう。

在日一世のおばあさんCさん（80歳）は、次のように当時の様子を語ってくれた。



図4 地区に鎮座するお地蔵さん（左：筆者撮影）・地蔵盆で踊るハルモニ（右：筆者撮影）

「(中村地区が) 火事なっても1軒, 2軒と違うもんね, 火事なっただけならもう火の海なる。普通の火事と違いますねん。私らも, 迷信があるいうたらあるし, ないいうたらないけど。この神(お地蔵さん)さんがね, 私らここに, 私ら20(歳)でここに来て, 私ら何にも知らんもんやから, これ神さんの石か, 何の石かも知らんと, 私ら洗濯する時ここで石で叩いてから洗濯しますねん。じゃーっと洗濯粉つけて, 棒で叩いてオシメやらも全部洗うたり。そんなした石が, 結局このお地蔵さんの石ですわ」(Cさん)。

実は、あとでこのCさんのお茶飲み友達であるBさんに聞いてみた。Bさんは宮崎出身の日本人で、石を持ってきた故Aさんの妻、CさんはもともとAさんがもっていた飯場で飯炊きをしている旧知の間柄である。すると、洗濯をした石とお地蔵さんの石は違うということを“こっそり”と私に教えてくれた。たしかに、お地蔵さんの石は長さにして直径30センチぐらい程度で、洗濯をするのにはどうみても不向きなように思える。

しかし、BさんはCさんの話を横で幾度となく聞いていて、その内容についてあえて「訂正」するようなことはしないのだという。それは「友達がそのように信じているのだから、そこで(Cさんの言葉を)訂正するのはかわいそうだ」という理由からである。友達であるBさんはこのおばあさんのいったい何を大切にしたいのだろうか? もちろんここでは史実としてどちらが正しいかということの問題にしているのではない。

お地蔵さんの石と洗濯の石が異なるという「事実」よりも、お地蔵さんの石と洗濯の石が同じである、とおばあさんが考えている「事実」の方をBさんは大事にしているのである。私たちは、まずはそのようにCさんが信じているという事実それ自体をまるごと受け入れることから始めよう。

そしてCさんが話す内容には、Bさんが共感し事実を伏せるだけのどのような深い真実があるのかを探ってみよう。その内容を追ってから、再びCさんの語りの解釈を試みたい。

「最初は地べたに（お地藏さんを）置いてましてん。それで子どもがお湯呑みからみな、ままたとして遊ぶんよ。そやから今度は（一段）上げたの、ちょっと高くしてん。それから（その石を）奉るようになってん」（Bさん）。

「そう、その石をね。ああ、うちらいつも洗濯したり踏んだり棒で叩いたりしてたのにな、こんだけ『出世』したんやなあ思うていつも涙出とったよ。やっぱり川の、あんだけ粗末にした石をね、こんだけちゃあんと村に奉ってね、こんだけしたら、そら、人間にしたらそんだけ立ち上がって出世したってことでしょう、いうたら。そういうことを比べて勘案したら涙が出てくる。この石はこんだけ出世すんのにね、私らね貧乏でな、こんな思ったら涙出て」（Cさん）。

不思議な自然観をこのおばあさんはもっている。Cさんは、お地藏さんの石が洗濯の石と同じであるだけでなく、自分たちの貧しい暮らしもその石に投影し、ひとつの石に二重の意味を掛け合わせて語っているのである。お地藏さんの石と洗濯の石を同じ石として意味を重ね合わせることで、次のような解釈を可能にした。つまり、自分たちが足で踏みつけて粗末にしている石が、一夜にして一段高い所に置かれて、「立派な」お地藏さんの石に華麗に変身したのである。そしてこの石を人間にたとえれば（「人格化」）、大出世したことになる。現在（当時）自分たちが置かれている境遇と将来に対する絶望のなかで抱くかすかな期待が、Cさんの「事実」としてここでは示されている。すなわち、友達のBさんが共感し事実を伏せるだけの真実とは、当時、自分たちが「貧乏」で苦勞してここまでやってきたという共通の経験そのものを指すといえよう。

では、こうして出来たお地藏さんには、果たしてどのような信仰が集まるのだろうか。ただし、Cさんにとっては、お地藏さんの石はもともとただの粗末にしていた石である（と思っている）ことは明らかである。ただ一段高い所にあがった単なる石ではなく、Cさんに神様の「特別の石」と思わせるものとは、いったい何だったのだろうか。

「言うて悪いけどね、（お地藏さんが出来てから）中村は火事にあんまりなれへんかったんです。そやさかい、神（お地藏）さんのおかげやなあと思う人も私だけじゃないと思いますよ。私らほんまにそう思うたもん。あんまり火事なるさかいね。そやからね、神さんちょっと火事ならんようにね、見守ってちょうだい言うて、あんなんもしたり礼もしたりね。（中略）

そんでもこの石、普通の石違う、こんな石もあんのかな、神さんの石かな思うけども、あの時はまだ若いさかい、どこまで神さん信じていいのか、神さんに手もあげん時やからね。子どもやもん。歳がだんだん行くさかい、自分の子どもが病気になるんと大きくなってくれいので、親の気持ちとして手合わせたりすのと違いますか。ほんまにこの石祀りはじめ、お祭したですねん。その時はなんや知らんけどうちら悲しい。

この石でね、あほみたいにうちら子どものウンコやら洗うてする時は粗末でしょう。汚いの

ね、女たちが足洗うたり。そんでしていた石が『村の大将』になって、村の真ん中に家建てて奉ついたらね、ほんまに成功したでしょ、人間としたら。人間としたら金持ちになってね。それなのにうちら貧乏で粗末にしてね」(Cさん)

まず、これまで中村地区の人々を苦しめていた火災(図5参照)が、不思議なことにお地蔵さんが村に鎮座するようになってから少なくなったという。この不思議な出来事のからくりは、お地蔵さんの法要にきた拝み屋さんが、「この人(中村の住人)が火をつけたのだ」とびたりと言いつけるからであるという。人々は貧しさから抜け出すために、時には保険金目当てに自らの家を燃やすようなこともする。だが、家屋が密集し、かつ燃えやすいバラックである中村地区では、火災の発生は一軒のみならず、まさしく村全体の問題なのである。



図5 昭和46年4月26日焼失現場(左:航空局提供)・建築禁止の看板(右:航空局提供)

このお地蔵さんに関わっている拝み屋さんの予言を借りるかたちで、人々の「気配り」が働く。そのことにより、人為的な火災の発生を防いだのではないかと推測される。つまり、「不法占拠」はやむをえないが、人為的な火災は許せない、という違法／不法を分ける明確な区分(秩序)が彼女たちのなかにはある。それを分けさせるものは、もちろん実定法でもないし、慣習法でもない。中村地区の人々の生活基盤そのものを破壊するものは「違法」なものとして断罪され、維持するのは「不法」ではあるけれども人々のあいだで許容される。

ただし、「断罪」されるとはいても、自分たちと同じ境遇として貧困であるという点では変わらない。したがって、彼女たちもその気持ち自体は十分「許容」されるべきものである。では、この断罪と許容という相矛盾する心理をどのような形で解消するのだろうか。自己・他者関係であるならば、人間関係として禍根やしこりが残る。そこで登場するのが、自己・他者という二者関係を一気に昇華させる「神様」という第三の存在である。

お地蔵さんにかこつけるかたちで、「神様が見守ってくれている」ことになれば、他者を厳しく断罪することなく、「このことはやらないほうがよい」というようにゆるやかな形で自然に火災が減り、「村の秩序」が生成されていくのである。特別な石だから拝むのではない。そうではなく、子どもを病院に連れていくお金がなかったり、電話がない時代に消防車を呼ぶことができずに火災が広がったりし、悲惨な体験を経てきた。その体験こそが彼女たちに、自分が洗っていた粗末な石に対して自分たちにご利益をもたらす「特別な石」だと信じ込ませるのである。

お地蔵さんは、文化的実践(祭り・信仰)として広められていく。このお地蔵さんは、単に宗教

的な信仰的意義にとどまらず、字義通り土地を治める意味で祀られていく。毎年夏の地蔵盆の際には提灯を下げ、自治会も含めてお供え物を行っており、即興で音楽に合わせて踊りの奉納がなされたりする。

人々の実践は、結果として、空港用地であることや法そのものを打ち消すリアリティとして立ち現れる。したがって、「村の大將」であるという人々の言質は、「空港の大將」にはならない。これは村の心（神）が深く大地に刻み込まれ突き刺さっていく領域の発生を物語っているのである。こうした心（神）的メタファー空間は、政治的にも経済的にも保障されていない絶対的な剥奪状況のなかでまさしく実践されたものなのである。「不法占拠」にとっての地蔵は、心の拠り所であるとともに人々を凝集化させるトーテムポールの役割を担っているといえる。お互いの関係性は異なってくるが、火事や貧困という共通要素が地蔵に託宣される形で、中村という“人格”がたちあがってくるのである。

ここまで、「不法占拠」という国の敷地のなかでお地蔵さんが人々にとっての精神的支柱すなわちトーテムポールとしての機能を果たし、「自分たちの土地」として不法占拠という意味を転換させていることをみてきた。ただし、お地蔵さんは彼女たちにとってアンビバレントな存在なのである。つまり、お地蔵さんは自分たちの帰属（規範的）集団のものでありつつ、自分たちがこれから所属したいと願っている非所属集団のものである。したがって、中村地区でのお地蔵さんは、帰属を示すシンボルであるとともに、既存の集団（貧困）に停留したままではいけないという脱所属を促す意味で、「社会化の先取り」[マートン 1961]として提示されるのである。このことを次にみてみよう。

中村地区における 60 年間の「歴史」をとらえると、「お地蔵さん（による予言の自己成就）効果」、つまり現在の中村地区は立派になったことが浮かび上がる。しばしば、「（むかし）ダンボールに住んでいたものが、立派な旅館かホテルになったようなものだ」というようなたとえ方をする住民もいる。単なる石ころが立派なお地蔵さんに変化したのと同じように、ザラ半紙一枚だけで隣を隔てるバラック小屋から木造や鉄筋コンクリートの家々が変わっていった。そして今回、防音設備の整った市営住宅へと変貌していく過程として中村の通史をとらえることができる。

このような変化は、彼ら彼女らが経済的・法律的・政治的保障のない状況下にいながらにして起こった事象である。さまざまな社会的剥奪にもかかわらず、人々は現実に生きて自分たちの暮らしを立てている。それだけにとどまらず、つねに地区（ムラ）が「発展」してきたというとらえ方を人々が示し、現地の建物の風貌を見ても立派な建物群が少なからず増えたという印象をもつ。ここにはアガンベンが示してきたような「剥き出しの生」とはかけ離れた実態も同時に存在するといえよう。不作為・作為的な剥奪状況によって生まれた空白地帯（「不法占拠」地域）が、なぜ社会的発展を成し遂げ得るのだろうかという反転、すなわち、経済学・法律学・政治学以外の説明を要する社会学的事実がここには存在する。この「お地蔵さん効果」とは、持たざる者が、ゆくゆくは富んでいく逆転現象をさすことになる。お地蔵さん効果への着目は、絶対的な剥奪状況や無から有を生み出していく主体への実践力の発露を説明しようとするものである。

ここでは、どのように構造転換、すなわち制度による移転補償がはかられるのかをみていくことにしよう。ただしその際に、彼ら中村の人々が環境（上水道・電気・道路）・経済（職業・年金）・

法律（騒音・土地・住居）・政治（国籍・教育・参政権）といった社会的基盤が一切剥奪されていたことを再確認しておく必要がある。このような剥奪状況にあって、それを埋め合わせていくさまざまな生活上の仕掛けがある。いかにして彼ら彼女らは創造し、何を産み出すことができたのだろうか。

無から有を産み出している「お地藏さん効果」と貧困を軽減していく仕掛けを、具体的事例に即しながら示していきたい。

空手形や不渡りを出す奔放な夫をもつ奥さんのIさんは、かつてお金にどうしても困っており、次のように隣のおばあさんからお金を受け取る。

「人に迷惑かけたもん。ここのおばちゃん（他人）に助けてもらった。主人も自分の役職を利用して、よお金を使いよった。ここのおばあちゃん、銀行振り込むお金がなかったから、100万・200万。おばあちゃんが私の顔を見て、ものすごいすどいんな観察力が。私の顔をちょっとみて、ちょっと待ってれいうて、ペーと走っていきよんねん。（私は彼女に）何も言うてないねん。帰ってきて100万円札の札束を二つぱっと置いて、こんなけあったらいけるやろいうて。なんやのそれいうたら、お前お金ほしいんちゃうんか。ほしいけども、恐ろしいわ、そんなん借りたらどなして返すんよいうたら、お前の生きているうちに返してやってくれたらええいうて。お前が生きていたら、わしの息子がいつまでいい暮らしをしているかわからへんし、その時に返してやってくれたらいいし。孫の代で返してくれてもいいし。ねえさん、いつまで（私が）生きてなあかんのいうて（笑）」（Iさん）

この発言は、単におばあちゃん（おねえさん）とIさんとの個人的な関係性を表しているのではない。コミュニティ研究によれば、おすそ分けをしたり、何らかの共同作業をすることで、相互の人間関係による絆が強まるのがふつうである。しかし、中村地区における人々の関係は、必ずしもその場その場のあり方を規定しているわけではない。より切迫したリアルな人間関係としてしばしば立ち現れる。

放蕩な旦那をもつ奥さんの目をじっと睨みつけ信頼を託せる人物だと評価すると、土地や建物ではなく、その「人物」自身をお金の担保とする。そして今度はその金銭の貸し借りの関係を二人の関係ではなく、子や孫といった行為者をこえた将来世界にまで延長し付託していく。これはいったいどういうことか。なぜIさんはこのおばあさんから最終的にお金を受け取ることができたのか、ということを考えてみる。もし、そのおばさんとIさんの関係だけだとすると、Iさんは絶対にお金を受け取ることができない。Iさんが表現しているように、そのお金は「恐ろしい」ものである。おばさんは一方的に彼女にお金を渡すことになるので、ここにはアンバランスな関係が生じ、交換関係は成り立たない。

けれども、自分（おばさん）が死んだあと、自分の息子や孫が困ったとき、Iさんが今度は「親代わり」としてこのお金を使ってくれと逆に頼まれたとき、こうした不平等な関係は「反対給付」として解消されることになる。もちろん、言うまでもなく、このおばあさんはお金が戻ってこないことも覚悟の上で渡していたであろう。「不法占拠」せざるをえなかったさまざまな事情を理解し

あう心情はもちろんある。ただそれだけでなく、生活の不確定な部分を軽減し、対等な交換秩序を生み出す仕掛けが、「剥き出しの生」を打ち消すかたちで実践されている。ここでの仕掛けとは、不安定な生活ゆえに、一方的に信頼するだけでなく、信頼される側にも回らざるをえないという「相互信頼の規範」（連帯的社会関係）の創出である。この仕掛けが、貧困から回避し無から有を生み出す起動力となっていく。

お地藏さんは、ただの石であるとともに御利益のある石である。洗濯として踏みつけられていた石は人々の困窮した生活が重ねられたものであり、その取るに足りない石が村の大将として「人格化」され、「社会化の先取り」として提示される。このアンビバレントなお地藏さんの存在によって、「不法占拠」の意味は消去され、彼女たちの悲観的な現実と明るい将来とが二重に語られる。もちろんただ念じるだけではなく、暮らしぶりのなかに具体的な「等価交換」を成り立たせるための仕掛けを作動させているのである。

③……………異端的周縁参加による外部ネットワークと集積効果

法外世界において「剥き出しの生」にあらがう人々の生活実践はいかなる形で再生産され、無から財や知識がどのように蓄積し「社会化の先取り」が具現化されていくのか。とりわけ、剥き出しの生というある種「動物化」したところで生み出される生産活動が、どのような形で循環し蓄積されていくのかということの本節ではあきらかにしていきたい。その際、特に注目したい理論が「正統的周縁参加」（Legitimate Peripheral Participation）論である。正統的周縁参加論は、レイヴらが提唱した概念で、固有の文化と価値体系として埋め込まれた場（の周縁）に正統的に新参加者が「実践の文化」を学ぶ方法である〔レイヴ 1993〕。実践共同体（community of practice）の一部に十分長く参加することで、広く周縁的な見方からはじめて、次第に共同体の実践を構成しているものが何かについての一般的な全体像をつくりあげる、非制度的であるが正統的に社会化されているプロセスである。

たとえば、日常の仕立て作業で、ことさら教え込まれたり、試験を受けたり、あるいは機械的な真似ごとに終始するといったことがない。しかしそれでいて、徒弟が、共通の、構造化されたパターンの学習経験に従事し、みんな技能に長けた、尊敬される仕立屋の親方になれるのはどういうわけか、という問いである〔同上：3〕。正統的周縁参加論はそれまでの古典的学習理論とは異なる見方を提供してくれている。古典的学習理論では、身体に先立って認知的に個人が知識やスキルを獲得する。つまり、学習を内化として見るのとは対照的に、学習を実践共同体への参加の度合いの増加と見ることで、世界に働きかけている全人格を問題にし、十全的な参加に至るまでの「身体性」と「構造」の複雑なからくりを、現実の単なる抽象化を超えて、正統的周縁参加という形で概念化したことにある。

いわば、「社会的実践をこうした実践の共同体内に定位する事で、実践というものが、緩やかに変化する環境（それは実践共同体内での地位変化に対応するが）の中での、継続的な学習の過程であるという重要な帰結がここで得られる事になる。ブルデュー流に言えば、暗黙の内に学習する能力を持つ社会的身体が、この緩やかな螺旋運動の中で、その親方に具体的に代表されている認知・

判断・行為の全体的マトリックスを、その共同体に参加するという行為によって、自然と身体化していくという事実なのである」[福島 1993: 157-8]。

すなわち、正統的周辺参加論は、「知性的アイデンティティの生成と実践共同体の生成との間の関係を中心的に強調することで、持続する学習を、やり方は変わっても実践共同体の構造的特徴を具体的に再生産することとして考えることが可能となる」[レイヴ 1993: 33] のである。この実践共同体における「構造的特徴の再生産のメカニズム」を最も適合的に説明する概念が、正統的周辺参加論になるわけである。ただし、この概念は、社会的秩序の再生産のためのメカニズムとして「正統的周辺参加」を捉えようとするために、「構造的特徴の再生産」というメカニズムの守備範囲での符合度は高い。他方、その範囲を超えて、構造的特徴それ自体の変革的な側面、あるいは構造的特徴の拡大再生産という側面には適応されにくい側面がある。実は学習論を超えようとしながら「学習」の範囲内に収まる議論であるという限界があるように思われる。

もし変革の場面までをその射程に収めることができるのなら、正統的周辺参加論はより深みのある議論として展開できるのではないか。先にとりあげたお地蔵さん効果に即して考えると、剥奪的地位を規定する構造から有を産み出していく貧困の軽減を日常実践からあきらかにしていく必要がある。そのために、正統的周辺参加の概念自体を変形する形で実践共同体をあきらかにする。そのあたりの可能性を含めて中村地区における労働および生業活動に焦点を絞って、構造的な貧困を変革していくプロセスを考えてみたい。

正統的に周辺参加する螺旋的巻き込み過程のなかで、獲得されていく実践共同体への参加者の動機づけは「ああいう人たち（十全の実践者）になる」という熟達者のアイデンティティである[同上 1993]。それに対して中村の人々が職業を獲得していくプロセスの特徴は、「人と同じ事をしてはいけない」という“反目”のアイデンティティにある。中村地区の古参であり、猪猟と罾の仕掛けの事業所を営むRさんという。

「ぼくらは、もう、あんまり惨めな生活して、こっから抜けだそうという、わしは二度と、親の二の舞はいかんでということで、うちの兄弟、全部出ていきました。わたしも、それで、できました。そやから、人のことやって、人と同じことしとってね、世の中、人よりええ目しよう思うと大間違いだ。人と、人の何倍も働いて、何倍も頭使うてこそ、はじめて。だから、ここでおったら、今でこそ、皆さん「立派」な家建ててますけどね。ここ、アパッチ村（ママ）いうんですよ……。これは、皆さんは、それ恥やから言わない、格好悪いと。現実に、アパッチ、(一昔前)伊丹の駅からタクシーで、中村行ってくれいうたら、アパッチいややて。行きませんよ。」(Rさん)

職業の再生産は、彼らのあいだでは許されない実情であった。そのことは従来の村にどっぷり浸かっている親の代を見ていると、たとえ子供ながらでもわかることである。親の職業世界へそのまま入り込むことは、その先に「貧困」が横たわっていることを感覚的に学んでいたということである。コミュニティそのものを正統的なやり方でそれぞれが組み替えていく。マートン流に言えば、目標と手段が文化的に制度化されている「同調 (conformity)」類型とは異なって、外部から見て多少

許されざる手段であっても目標に向かっていく「革新 (innovation)」類型に近い向心的活動といえよう。したがって、制度上許されていないことであっても、コミュニティのなかではある種の逸脱状況がむしろ自己革新の型として称揚されている。ここでは、それを、正統的周辺参加に比して、「異端的周縁参加 (Heterodox Marginal Participation)」と名付けて分析を進めることにしよう。

周辺性が、実践共同体へどっぷりつかすることで、その人の学習の一部として共同体に組み込まれることを意味するのに対し、周縁性は、交渉可能性を持たず、共同体への包摂的な参加には向かわないで、社会的排除の基盤に歴史的に自らを構築していくことのない会員とは全く異なった形で参加を進めていくことになる [Hodges 1998]。このような実践共同体への周縁的に正統な参加に伴って顕れる、切断された自己の位置取りをホッジスは、積極的な意味を込められていた周辺性と区別して、「周縁性」(marginalization of alienation) [Hodges 1998]と呼んでいることをヒントにしている。ただし、ホッジスが捉えた周縁性はどこまでも優位な社会的秩序から疎外された者の場所として捉えており、公的領域内外の(再)接続の可能性は積み残されているといえる [高木 2003: 64]。

Rさんは、猪猟およびその仕掛けの作業所を中村地区に構えており、伊丹の猟友会の会長を何回も務めている。中村地区の人々に聞き取りをすると、Rさんだけでなく、多かれ少なかれ、反目のアイデンティティを形成しながらそれぞれの実践的コミュニティに参加していくことになる。その意味では、中村地区は一枚岩的な実践共同体ではなく、より多層的でありかつ複層的な実践共同体として成り立っているのである。その過程をそれぞれのケースに合わせてRさんも含めて今一度詳細に追ってみたいと思う。

中村地区にいと、仕事をするのにも生活をするのにも、「世間が認めてくれない」とRさんはいう。自身のことを中村におけるアパッチ (ママ) の酋長だと自任している。これまでに地区内の住民ともかなりの喧嘩をしてきたが、その理由は保身のためではなく、他人の為である。ホームレスの人がいて、村でその人を見下した言動を目にすると居ても立ってもいられなくなり、相手を素手で殴り、いくども留置所のお世話になっている。

「金いうのは、今日何億持ったって、後なつたらないんですよ、金いうのは。人間の心いうのは、一生ついてくる。だから、(見下して差別することを) 許せません。(中略) たまたまこの人は、住まいがない。同じ人間で、自分が歩んできた道が、自分は実際、まっすぐ歩いとるつもりやけど、間違うて、こういって、自分の人生いうのはわからんもんや。成功した人間は、自分の将来の人間ちゅうのわからないから」(Rさん)。

Rさんの平等観は、差別を受けて惨めな暮らしを送ってきた自身の経験に裏打ちされている。そして、今から当時を振り返れば、驚天動地ともいえる実践的コミュニティへと参加していくことになる。すなわち、北朝鮮への国籍変更 (現在は韓国籍) である。当時、北朝鮮は平等社会の実現を目指す社会主義の理想郷であったため、貧困にあえいでいる多くの在日朝鮮人はそれに魅了され、帰還していったのである。Rさんもそんな平等社会に賛同したうちのひとりである。伊丹の朝鮮商工会の副理事も務め、金日成主席に4度会っている。元来の鉄砲好きが高じて、在日朝鮮総連本部の体育協会から指名を受け、射撃選手としてモスクワ・オリンピックの予選に出場するために訪朝

する。しかし同期のトラック種目選手は金日成に5回あったのに対し、彼は4回であった。この一回の差は、北朝鮮への寄付の金額がその人より少ないことが理由である。さらに自分たち選手団が特別扱いされていることで、Rさんはこの社会は明確な差別社会であると知る。「ほかの選手なんか、その場所なんか、飯一緒に食べたら、ビールどころじゃないがな、それがすでに差別や。俺（日本に）帰ってきて、それから、おーい、とんでもない、わし（自分は）天皇陛下扱いされたいのや。わしら四人だけは。ほんだら、これ、どういうことやいうの、これ。完全に差別ちがうの、何が平等や」と思った彼は、帰国後早速国籍を韓国に切り替える。

北朝鮮というスポーツ団に仲間入りすることになったRさんだが、そこには、自分があこがれる理想とは大きくかけ離れた矛盾を抱えた実践的コミュニティが広がっていた。「与太者」から北朝鮮のオリンピック選手へと、そして、今度はハンターの道へと華麗な転身を果たしていく。中村の「不法占拠」から抜け出して反目のアイデンティティを推進力とすることで、狩猟の世界という実践的コミュニティに参入し、豊富な知識をたくわえ、日本全国を駆け巡ることになる。猟の罠機具は、5台セットで5万1000円で販売をしている（図6参照）。日本全国津々浦々、市、町、村、農協へ有害駆除を目的として販売、搬出する。また猟も実際に行っており、猪猟のために日本各地へ出向き、山奥に分け入る。猪は1頭約100kg 30万円で松阪肉より高価である。毎年24、5頭を捕獲するが、本職は猟の道具を売ることである。



図6 猟の仕掛けに掛かった猪

「これ一番ちっさい鉄砲の弾。これは、私のライフルの雷管。ウィンチェスターの270。これ、雷管抜いてね、これいっぺんきれいに磨いて、ほんで雷管入れて、火薬計っていれて、弾頭つけて、撃つわけ。自分でつくるわけ。だから、小さいときから、この（中村の隣の）猪名川の河川敷で、鉄砲撃ってたんですよ。で、猫捕るんですよ。商売として。あの時は、昔は全部今みたいなスポーツやないんですよ。猫を捕って、三味線の皮に売るんですよ。そのうしろ行って、紙葉莢だす、このぐらいの弾でね、紙葉莢ですわ、これを拾うて、あめ玉と交換してくれるんですよ。それが、ひとつずーっと学校帰ってきたり、学校行っているときに、だんだん興味わいて持つようになって」（Rさん）。

しかし、異端的で周縁社会に属するRさんが銃を扱う世界に参入するためには、ひとつひとつの差別や偏見と対峙しながら、必要な技術や知識を習得していく過程がある。身体的に習熟したのは、鉄砲の技術だけでなく、銃や猟をめぐるがんじがらめの規制や法律までもが含まれる。いつのまにかそれは、旧環境庁を動かしていくまでの知識になっていく。

「私は職業ハンターやから、罠にかかったやつ（動物）を銃で撃ったら違反やいう。そら、わかってます。統一見解出ましたやろ。平成10年に出了。前の判例をいまだに適用しよるいうて、そんな馬鹿な話はないわね。大正15年でしょ。わし（猟雑誌の本に）自分で書いたから全部覚えてるんや、ここに書いたるから。全国出とるから。大正15年でしょ、15年が、昭和元年ですよ、大正の年代に罠を、大正のときは、たまに民間の人でも、名士なんか鉄砲の許可もらえたみたい。種子島の一発玉をね。そのときに、罠をくくったやつを鉄砲で撃ってつかまってるわけで、裁判で負けて罰金くろうてるわけや。だから、いまだに、甲種、乙種いうて、乙種いうたら鉄砲やけど、甲種でかかったやつ（動物）を、鉄砲で撃ったら違反や。なるほど10年ほど前までは、辞書調べたら、狩猟とは野生動物を追いかけて捕らえるとしたる。これが、どこの辞書やったかな、約7、8年前からは、狩りとは野生動物を追いかけて捕らえる、猟とは野生動物を追いかけ捕らえる、もしくは、刺し殺す、撃ち殺すと書いてあんの。これ、どういふことやいうね。これ、環境庁の関係、動物は環境庁の関係で、山の管理は農林省、ほな、みな勘違いして、農林省が全部してる思うてんちがう、環境庁が動物。ハンターでも知らないわけや、それが環境庁やいうこと。みな、農林事務所から許可もろうてる思うてるわ。環境庁が、動物の管理やねん。しやから、外来種を混ぜたらいかんとかいうて、和歌山なんかも、台湾ザルで、どないもできんやね。それいうたったら、もう、ポリも、ちいそうなととる。よう捕かまえんのかやで、警察に。私が（他の人が）わかってわからんような法律論だあ言うたたら、たいがい皆、びびってまうやろう」（Rさん）。

ここでの語りは、やはり古典的学習理論でいわれているような身体に先立って個人が知識やスキルを獲得するプロセスとは異なる。自らが商売をしていくうえで、ネットワークをつくり、アンテナをめぐらせその実践のなかでつねに日本全国の動向やそれに関する法律を習得していく、身体的な知識の習熟過程である。

異端的周縁参加は、正統的に周辺参加による内向きに志向していくことで構造が再構造化される「正統的周辺参加」の仕組みとも異なる。「異端的周縁参加」の特徴は、職業的にも社会的秩序から疎外された構造にあるがゆえに、そこでの職業的な実践は外部に向けたネットワークとして志向されていくことになっていく。

これは何もRさんだけにとどまらない。在日朝鮮人社会においてもっとも典型的に見られる地場産業であり、都市的基盤に不可欠でありながら一般に忌避されるリサイクル業も、ここでは「閉鎖的」でない。中村地区で古着・ウエス（機械類の汚れを拭き取るボロキレ）業を営んでいるUさんの事例をここで紹介していこう。



図7 ウエス置き場(筆者撮影)

もともとUさんの父親は寄せ屋を行っていた。寄せ屋とは、読んで字のごとく、空き缶も新聞も鉄も、ガラスやゴム、それから貴金属（アカ）など、ありとあらゆるものを全部扱う店である。それらを集めて、古紙は紙屋さんに売り、古着はウエス屋さん、ぼろ屋さんに、アカはそういう真鍮業者へ、色物は色物屋さんに売り、ゴムは、靴の業者へ、ビール瓶、一升瓶、牛乳瓶はメーカーの回収へ出す。リサイクルのルートやしぐみがすでにそれぞれ確立されていた。その後寄せ屋は分業独立し、Uさんの父親も古着の方の専門になっていく。ウエス・古着業は、大阪府泉南地域の方面に5、6軒ある程度で、衰退している産業である。そのなかでUさんのウエス業のルートは次の通りである。品物を日本の専門商社にまず売却し、今度はその商社が海外に、東南アジアやシンガポールなどの販売ルートへ出す。日本国内は、みんな裕福なのでブランドをはじめとする流行の服しか売れない。その点海外は、破れていなければ品物として通用する。海外では、流行に左右されない生活必需品への需要が国内に比べ格段に高い。こうした国内外の販売に通じていることが、Uさんに海外の事情に長けた知識をもたせていくことになる。

もう少し細かく見ていこう。業者がそれぞれ品物を回収して、中村のUさんの作業所に持ってくる（図7参照）。それをUさんが買い取り、売れるものを選び出し、さらに、日本用と海外用に分けて販売ルートに出す。機械を拭く際に用いるウエス用に切ったり、反毛という黒綿の材料（フェルト）になるように仕分ける。海外に出すのは現在は古着だけである。昔はウエスが出たが、海外とくに中国からの安いウエスに押され、出ていない。中村の他の同業者のルートがそれぞれ異なっており、仕入先もちろん売り先もほとんど違って棲み分けが進んでいる。Uさんの同業者であるQ紙業であれば、紙とぼろもアルミ缶も一緒に回収して、紙は自分の所で梱包して製紙会社に直接売る。ぼろや古着だけをUさんが買い取る。古着の相場は04年現在だいたい1キロ当たり8～10円ぐらいで、品質が悪ければ5円を下る。海外取引になるので、円の乱高下に左右される。トヨタのように、円高になればアメリカの生産ベースを上げ、円安になると日本の生産を上げたりすることは、こうした地場産業になると難しい。

しかしリサイクル業の低迷は、日本における「上からの」環境行政の影響が大きいとUさんは述べる。

「もう1個大きな問題は、市が（古紙や古着などを）回収しだしたから。そういう公共団体が回収しだしたから、市場原理は動けへん。安い高いは関係なしにどんどん出てくる（回収する）さかいね。市に「ちょっと不純物を回してくれ」頼みに行った時も、それ、はっきり言うてきましたけどね。「あんたら、やめたらよろしいのに、本当に。市がする必要ないねん」って。「それまでのやつをどないしとった」って言うからね。それは恐らく、例えば値段が上がったら、ちり紙交換の人は回収に意欲出して、どんどん回りますやんか。どんどん集めますやん、値段がええから。どんどん出てきたら、今度は、よう売れ過ぎて値段下がっていきますやんか。ほな、もう回収せんようになりますよね（笑）」（Uさん）。

Uさんの会社に古着が入る入手経路と価格の問題である。私たちが最先端だと考えているリサイクル事業（環境行政）という美名が、回収率を100%という目標の達成のみに力点がおかれ、市場原理が全く働かず、在庫はたまる一方で、その結果逆にリサイクル事業を成り立たなくさせているという、矛盾を問いただしている。かつて古着は高い時で50円ぐらいであった。平均でも30円程度であり、変動幅としては25円から30円のあいだで推移していた。バブル崩壊以降はずっと下降調子で、もう一段下がるとタダになる、とUさんは危機感を募らせる。東京方面では、すでに3円・2円という安値も出始めている。Uさんのところも愛知県の岡崎までリサイクルの品物を出しているが、運賃だけで5円もかかり、もしこれを相手先が負担してくれなくなれば差し引きゼロになるという。

そして、やはりごみの処理代で、1キロ当たり10円ぐらいかかるので、これが負担になってくる。年間360万円かかれば、営業利益もなくなってしまう。「1,000万円もうけてる人やったら640万残るけど。それが10年続いたら3,600万円ですからね。商売する人いうのは1年計算して、やっぱり10年考えますからね。やっぱりみんなだんだんだんだんもう辞めや言う人も出てくるよね、それは」という。

ウエス業界は、かなりの「相場師」でないとやっていけない。それだけ流動性の激しい職業であるために、つねに業界の動向をつかんでおかないと時流に乗り遅れる。

「僕らみたいなウエスなんか、古着なんか、ああいうふうには政局化、アフガニスタンとか、そういう所で起きると、国境警備が厳しくなるんですね、やっぱり、そうすると業者いうのは、自分は国境のこの辺に生まれた。どっちも自由に行ったり来たりし、小さい時からやってんねんな、みんな。パキスタンとか、あるいはインドとか、そういう所なんかで。ほんで、紛争起きたいうたら、国境厳しく制限されるから、今度はものあれが行かんようになるさかいね。インド側に、パキスタンの方がインド側にもの売ってる人やったらね。別に普段は、別に国同士、仲悪かって、もの行ったり来たりしてるけど、それが戦争なったいうたら、国境が厳しくなったら、もの動かんようになるさかい、古着の需要が減ってきますわね。そんなんようありますよ。

だから、僕らあんまりあっちこっちで戦争してもらわんほうがいいんですわ。商売人が向こうで一生懸命あっち持ってったり、こっちで売ってくれたりしているんですけど、やっぱり国

境がそういうふうになって、国境閉めてもうたら、もう出られへんからね、結局は。だから、割と戦争になってもうたら「古着は、しばらく値段下がるな」言うて、「売れへんな」言うて（笑）」(Uさん)。

ブランド志向の高い日本では、古着はほとんど資源としての再生価値がない。Uさんのところを通過する出荷先は、そのほとんどが海外向けである。海外の政治・経済の動向を注視しているのは、知識が先立つのではなく、商売上の損得勘定として目利きが必要になるからであり、ほとんど感覚的に情報を取り入れている。そこには、為替政策、最新の中国需要の伸びやインドやパキスタンなど南アジアの政局までの読みが、広範囲にわたって含まれている。思想信条としての平和主義者ではなく、商売が滞りなくうまく運ぶように、というあまりに明快すぎる考え方から戦争反対を唱えている。リサイクル事業（環境行政）という美名によって、市場原理が全く働かず、在庫があふれる結果、逆にリサイクル事業を成り立たなくさせているという矛盾をUさんは問いただしている。ただウエス業に市場原理が貫徹されているかということ、そうでもない。そのことは古着業という特殊性に関わってくる。なぜ市場原理だけでは古着業やウエス業が動かないのかということ、インド人とのやりとりからUさんが教えてくれている。その部分を見ていこう。

「(インド人が)日本で、もの売ろ言うて、売れへん言うてよう言うんですけど、売れへんと思うわ。向こう(インドの人)は安かったら売れると思うのやんか。安かっても売れへん日本は。何かこんなもん持ってきて、「こんな安いのに、日本はインドのやつ買えよ」言うてな。ルートがないのや。ずっと買うてる所は買うのや、みんな長い取引やから。他が言うてきてもね。そこが「ない」言うたら買うけど、別にちょっとの差やったら「もうこっちで買うとくわ」いうのがあんのやけど、それが理解できん。そんなん言うても「そんなことあり得へん。安かったら買うたらええやないか」言うもんね。そうでもないねんけど。「一般のスーパー、安い所、行ってるやないか」。それはそれやて。商売の場合、ちょっとちゃうねん言うたらね。

特にウエスの場合は、昔はよう供給不足に陥ったんですよ。だから、買う側も「頼むから、もうずっと買うから、うちの分は計算しといてくれよ」というような感じのやつを買ったんですよ。だから、よそからなんぼ「安いよ」言っても、みんな買わなかったんですよ。そこで買うて、安いから買うて、次、足らんとき、そこが供給不足に陥るでしょう。元の所へ言うてきたら、「おまえ、そこで買うてんのやから、そこで買うたらええやないかい」って言われるからね。結局、そういうようなことがずっとあったんですわね。それで、もう一つは、安くしてきて初めは品物ええけど、だんだん悪くなってまうのや。結局、その売ってる値段が一番安い値段で売ってるのや、ほんまは。だけど、得意先を取ろう言うて、みんなちょっと安くして売りますやんか。それはもうからへんから、ちょっとしばらくしたら、もうけよう思って、ちょっと品質悪くなりますやんか。なかなかみんな、そういうルートいうんか、人間関係いうのもできてしもうたらね(他で安いからといって買いにくい)」(Uさん)。

通常、商品が安いことが直接的に購買に結びついて、需要と供給のバランスを成り立たせる。と

ころが、現実には安価な商品が売れず、少し値段が高いところで落ち着いている。その理由を、Uさんは業者同士の「信頼関係」においている。それは古着業界という特質にも関わってくるのだが、商品の供給が不安定であるために、一時的な安値で買い叩いても長期的な関係から見た場合、それはリスクが非常に高いのである。モーラル・エコノミー論に即していえば、必ずしも利潤が最大になることに至上の価値を置いているのではなく、業者間の信頼関係の上に市場原理を働かせることによって、リスク分散を行い持続的事業展開をはかっているのである。しかもこれは明確な机上の計算によって導き出されたものではない。というのも、政局なども絡んで不安定な現実のなかで、長期的に経営を持続させることでしか彼らの実践力は会得しえないからである。

Uさんは、「やっぱり商売する者は、そういう逃げ道を。そんなことある（ヘッジファンドによるアジア危機）ときは台風みたいなもんやから、地下に潜るとか、どこかに避難するとかやね。あんなん止められへん、そういう力というのは、われわれにとっては。やっぱり世界の情勢を見とけへんかったら世の中分からなくて具合悪い」と述べる。その背景には、零細企業の身の丈を見極めながら、グローバルな世界という荒波をうまく「操りながら」生きている様子が見てとれる。もちろん、ただ防戦一方に受け入れるだけではない。零細企業でも自前の研究室を持たなければならないと、Uさんの会社では、ほかの会社に先駆けて経済や環境問題など総合的に研究に取り組んでいる。

さらに、従業員を「家族」と見なすことで、不安定な職業的リスクを回避するしくみをつくりあげていく。これはいったいどういうことか。従業員にとっては当たり前の話であるが、事業者は給料を支払わなければならない。仕事がないからといって「減給で勤弁してくれ」ということはできない。仮に減給した場合、しばらくのあいだは従業員も了解しているだろうが、次に頼んだ時来てくれない。彼が逆の立場だったとすれば、給料を支払ってくれるのかどうか分からない不安定な職場には行けない。しかし、経営サイドにたつと、このことを忘れてしまう、と彼はいう。そこで発想の転換を図り、社員も家族であると考えれば、給料を支払う金がないからといって、「今日は飯がない」ということはけっして言えない。この考え方は、ウエス事業を継がせる際にも発揮される。息子の他に25、6歳ぐらいの同世代の若い子2人合わせて3人が後継者として有望視されている。彼らに対する処遇として、今のうちは好きにさせておいて、給与も少し多く支払っておくのだとUさんは言う。

以上、ここまでやや詳しい聞き取りのモノグラフを見てきた。「不法占拠」状態においては、固定資産税抜きで大規模なリサイクル事業などを人々は展開できる。その反面、不動産価値のない国有地を担保に入れられないことから、資金繰りの面で事業展開にしにくい。だが、古着・リサイクル業を中心としてここで見てきた世界は、「不法占拠」という閉鎖的な状況に留まるものではまったくない。むしろ、世間一般から嫌悪施設として扱われがちで、いわば「異端」と「周縁」に位置取ることで、世界全体の状況に機敏に反応し、外部との結びつきを強める結果になっていることに気づかされる。つまり、古着・リサイクル業という実践的コミュニティに参加してはじめて獲得される知識が、ここには凝縮されているのである。

また、従業員、世代、業界、世界経済、政治動向までの諸要素が分かちがたくすべてつながっていることにも驚かされる。その視点から今の行政主導のリサイクルは、「木を見て森を見ず」状態

に陥り、それ自体で機能するように見えて、その実、逆ザヤ現象や業界の破壊現象を引きおこしている様子が垣間見える。

このような広範囲なつながりすべてが、中村という「不法占拠」地域における事業展開の起点として行われている。しばしば「閉じられていながら開かれている」という表現があるが、こうしたアンビバレントな表現はここでは適切でない。むしろ、閉じられた周縁性に位置取ることで、中村地域は業界という実践的コミュニティのネットワークに乗ってより外部の世界に開かれているのである。周縁に排除された人々が社会的つながりを創造し、社会的資本をもとに、財を投下し、グローバルな資本主義の世界システムを招き入れて、事業を展開させているといっても過言ではない。また、飯場を経営するものであれば、建設作業員や季節労働者を雇い入れるために大阪西成との結びつきをもち、昭和40年代まで地区内に失業者集合所を構えていた。いわば、中村地区は、国内外に多様なネットワークを持ちながら、それぞれが商売上競合せず棲み分け、職住一体型の「複層的な実践的コミュニティ」を作りあげているのである。

密造酒製造、もぐりの歯医者、賭博行為に始まり、狩猟の作業所、リサイクル業、あるいは飲食業など、これらの中村地区の生業活動は、いずれも国有地上で私的な営利目的で利益をあげる点において厳密な意味では「違法」であり、一般的正統ないわゆる職業分類とは異なる「異端」の職業である。しかし、我々が見ることができる中村地区は、立派なコンクリートで建物が建てられていて、明らかに彼女ら彼ら住民による再統治（領有）と利用、およびそれぞれの実践的コミュニティへの参加によって生成された、日常実践の集積過程がもたらした風景である。いわば、社会的剥奪を生み出している条件が、新たに何かを生み出す資源そのものになっているのである。

この日常的な生活実践による集積過程が、実定法を逆に規定し、物質的基盤（上水道や道路舗装など）を実現させ、最終的に構造転換（制度による移転補償と代替地の提供）を招き入れているのである。いま現実を目に出来る出来事は、言葉のレトリックではなく、すでに多くの人々に認められている「社会的事実」である。このような日常実践の集積過程は、システムの有無にかかわらず、また人々の意図とは別に、構造転換に結びつく原動力（パワー）となっている。これが「持たざるものが、ゆくゆくは富めるようになる」というお地蔵さん効果（「社会化の先取り」）のからくりである。

おわりに——「人格崇拜」の射程と再配置

ここまでみたことをまとめていこう。本論文では、「不法占拠」の公的な補償を成り立たせる論理とは何か、を考えてきた。騒音防止法という既存の法制度に則って「不法占拠」地域に適用されたわけである。しかし、騒音が激甚な状態だからという理由では、その補償をすることは説得的ではない。なぜなら、時代をさかのぼってより騒音レベルが高かった時代もあり、他の「不法占拠」地域に即座に当てはめることはできないからである。したがって、騒音が激甚であるという補償の根拠は補償をするための方便でしかない。

そこで、本稿で探ってきたものが「人格崇拜」という概念である。「人格」という観念は、社会が複雑化し、分業が進み、変化しやすい個々の意見のなかで、唯一無二のものとして安定した保証

できるものであった。ただし、「不法占拠」地域とはそのような理念からも漏れ出るものであった。環境（騒音）、国民国家（在日）、土地（法）という枠組みから剥き出しにされた人々であった。ところが、ここでは「人格崇拜」の概念が無効だと言っているのではなく、むしろ人格化される過程のなかで、再編成され、人格のもとで再統合されていく契機が制度上あることを示してくれている。つまり、人格化といった時点で、本来人格化する必要のないものやこと（現象）を身体化・人格化していこうとする人間の営為がそこには存在する。物事や事象が乖離・断絶して理不尽な状態に人が置かれているほどそれを架橋するための「人格化」の意義は重要度を増す。

お地藏さんは、ただの石から村の大將へと「社会化の先取り」として人々の前に現出した。「不法占拠」状態で暮らしているお互いの関係性は異なるが、貧困や火災の景観を通じて連帯的社会関係を負うことにより中村というひとつの実践的コミュニティを立ち上げているのである。そして、中村全体における各人の日常実践の集積過程は、システムの有無にかかわらず、また人々の意図とは別に、構造転換（制度による移転補償）に結びつける原動力となり、「不法占拠」を打ち消すリアリティを生み出したのである。

こうした人々の日常的な実践を通して生みだされた結果は、他者から把握された際に、空港施設の人格化を招き入れることになる。「人格崇拜」の理念を当てはめてダイレクトに在日コリアンおよび不法占拠者を公的に補償することは困難である。国民国家のなかにあつて過去の悲惨な歴史を制度上補償することは、関係主体間の軋轢を生むことになるからである。それに対して、今回制度上の移転補償を獲得できたのは、「人格崇拜」をそのまま在日に当てはまるのではなく、在日の果たしてきたプラスの価値（建設・労働）を空港という施設の歴史に組み入れる（人格化）ことができることが大きい。

この「人格崇拜」の射程（中心化）と再配置（脱中心化）は、社会が複雑化し、分業が進むなかで政策としてひとつの価値を方向づけていくことになる。それとは対照的に、分業が進んだからこそ価値が競合し対立する問題に対して、多様な価値をも受け入れていく土台を提供し、乖離している状態を架橋していくことを「人格崇拜」は目指す。「人格崇拜」への焦点化およびその再配置は、ある文化の独自性を相対的に承認し、文化の独自性に対する比重や再配分がいかにあるべきかという関係主体間のコンセンサスの再構築を同時に要請する。この主体間のコンセンサスを緩やかな形でまとめ方向づけていくものが「人格化」なのである。

参考文献

- Agamben, G., 1996, *Mezzi senza fine*, Torino, Bollati Boringhieri. (= 2000, 高桑 和巳訳『人権の彼方に—政治哲学ノート』以文社.)
- Agamben, G., 1996, *Homo Sacer: Il potere sovrano e la nuda vita*, Einaudi. (= 2003, 高桑 和巳訳, 上村忠男解題『ホモ・サケル—主権権力と剥き出しの生』以文社.)
- Agamben, G., 2003, *Stato di eccezione*, Torino, Bollati Boringhieri. (= 2007, 上村忠男・中村勝己訳『例外状態』未來社.)
- Bullard, R., 1990, *Dumping in Dixie: Race, Class, and Environmental Quality*. Boulder: Westview.
- Cable, S. and Shriver, T., 1995, "Production and extrapolation of meaning in the Environmental Justice movement". *Sociological Spectrum*, 15 (4) : 419-42.
- Durkheim, E., 1897, *Le Suicide*, Paris: Presses Universitaires de France. (=1985, 宮島喬訳『自殺論』中公文庫.)
- Fraser, N., 1997, *Justice Interruptus. Critical Reflections on the "Postsocialist" Condition*. New York: Routledge. (= 2003, 仲正昌樹監訳『中断された正義—「ポスト社会主義的」条件をめぐる批判的省察』御茶の水書房.)
- 福島真人 1993「認知という実践」レイヴ・ジーン, ウェンガー・エティエンヌ『状況に埋め込まれた学習—正統的周辺参加』産業図書
- 原口弥生 2003『環境正義をめぐる政治過程と地域社会—アメリカ南部を事例として』東京都立大学学位論文
- Hodges, Diane Celia, 1998, "Participation as disidentification with/in a community of practice", *Mind, Culture, and Activity*, 5 (4), New Jersey: Lawrence Erlbaum, 272-90.
- 今村仁司 1992『排除の構造—力的一般経済序説』筑摩書房
- ジョアン・ピエール 2002 空閑厚樹訳「ヴィーター社会的棄民ゾーンにおける生」『現代思想』194-211.
- 徐京植 2002『半難民の位置から—戦後責任論争と在日朝鮮人』影書房
- 金菱清 2008『生きられた法の社会学—伊丹空港「不法占拠」はなぜ補償されたのか』新曜社
- 金菱清 2001「受苦圏の潜在化に伴う受苦と空港問題の視座—受益圏・受苦圏モデルを使って」『関西学院大学社会学部紀要』89: 195-202.
- Lave, J. and Wenger, E., 1991, *Situated Learning: Legitimate peripheral participation*, Cambridge Univ. Press. (= 1993, 佐伯胖訳『状況に埋め込まれた学習—正統的周辺参加』産業図書.)
- 大岡頼光 2004『なぜ老人を介護するのか—スウェーデンと日本の家と死生観』勁草書房
- 酒井隆史 2001『自由論—現在性の系譜学』青土社
- 高木光太郎 2003「『学習』としての地域ネットワーク」『異文化間教育』18: 60-7.

【付記】

本論文は、関西学院大学大学院に提出した学位論文「生きられた法—日本最大の不法占拠地域と法制度のミッシング・リンク」をもとにして、国立歴史民俗博物館の共同研究会で報告した内容（「人格」）を中心にまとめなおしたものである。

(東北学院大学教養学部, 国立歴史民俗博物館共同研究員)

(2010年9月27日受付, 2011年2月21日審査終了)

The Scope and Rearrangement of Durkheim’s “Cult of the Individual” : The Legalization of Illegal Occupation of the Itami Airport Site

KANEISHI Kiyoshi

Should squatting, which is a worldwide phenomenon, be treated as an extralegal concept positioned outside the framework of national law, or should it be incorporated within legal frameworks? Squats are normally regarded as areas in which national law does not apply, and as such, the civil authorities of nations that do not address squatting in their legal systems either turn a blind eye to it or resort to eviction. This report, however, concerns itself with one of the biggest cases of illegal occupation in Japan, and how the authorities sought to resolve the issue amicably through public compensation conforming to the nation’s legal system. In this respect, illegal occupation could be seen as having been incorporated within the nation’s legal system.

In this paper, I use Durkheim’s concept of the cult of the individual to examine the logic that enables squatting, which in many countries is treated as lying outside the law, to have been incorporated into a legal system along with public compensation. Durkheim’s “cult of the individual” defines the individual as the one and only constant on which people can count in the modern world with its increasing complexity, division of labor and diversity of ever-changing opinion. The squatters concerned in this case were forced to live life bare, alienated from the privileges that normally attach to individuals, such as good environment (the site suffered jet noise pollution), status as nationals (the squatters were Korean), and property under the law, but this does not invalidate the concept of the cult of the individual. Public compensation for the illegally occupied land rather pointed to opportunities in the system for remediation in the process of personification.

More specifically, I attempt to show how it was in the context of personification of (1) airport facilities at the public administration level and (2) roadside deities at the private sector level that compensation for the people living on the illegally occupied site was arranged and illegal occupation resolved. The purpose of this report is to provide social policy pointers to halting and reversing the localized proliferation of poverty.

Keywords: illegal occupation, cult of the individual, living life bare, roadside deity effect, socialization
